

伐採及び集材に係るチェックリスト

伐採届の届出日を記入すること。

伐採届の伐採者を記入すること。

令和〇年〇月〇日

伐 採 す る 者	〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇
森 林 の 所 在 場 所	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地

伐採届の森林の所在場所と一致すること。

チ ャ ッ ク 項 目		確 認
1 伐採の方法及び区域の設定 ① 森林所有者に対し再生林の必要性を説明し、その実施に向けた意識向上を図るとともに、項目内容を熟読し、集材路を設置する場合は全ての項目に、 ② 林 集材路を設置しない場合は、1, 8, 9のみに☑印を記入すること。 ③ 伐採する区域の明確化を行う。 ④ 林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保存木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は、影響範囲を最小限にする。 ⑤ 伐採が大面積にならないよう伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分割させる。		☑
2 林地保全に配慮した集材路注1)・土場の配置・作設 ① 集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。 ② 地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。 ③ 土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。 ④ 現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。 ⑤ 集材路の線形は、極力等高線に合わせる。 ⑥ ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。 ⑦ 集材路・土場は溪流から距離を置いて配置する。 ⑧ 集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。 ⑨ 伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が溪流に流出しない工夫をする。 ⑩ 伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。 ⑪ 森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針注2)に基づく森林作業道として作設する。 ⑫ 幅員が3mを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が1haを超えていない。 注1)集材路:立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設する仮施設(道)(森林整備のために継続的に用いる道は森林作業道として集材路と区別する。) 注2)「森林作業道作設指針の制定について」(平成22年11月17日付け林整整第656号林野庁長官通知)		☑
3 人家、道路、取水口周辺等での配慮 ① 集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。 ② 水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。		☑

4 生物多様性と景観への配慮 ① 希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。 ② 集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。	☒
5 切土・盛土 ① 集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。 ② 切土高を極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。 ③ 残土が発生した場合には、溪流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて丸太組み工等の対策を講じる。	☒
6 路面の保護と排水の処理 ① 雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。 ② 路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。	☒
7 溪流横断箇所の処理 ① 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。 ② 洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。	☒
8 作業実行上の配慮 ① 集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。 ② 降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。 ③ 伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意を払う。 ④ 伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。 ⑤ 枝条等が溪流に流出しないように対策を講じる。 ⑥ 天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。	☒
9 事業実施後の整理 ① 枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、溪流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。 ② 集材路・土場は、植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。	☒

<注意事項>

- ① 択伐又は切り捨て間伐の場合は、添付不要とする。
- ② 各チェック項目が適切に処理されている場合に限り、右の確認欄の口印に✓記号を記入すること。
 ※ 皆伐の場合で、集材路・土場を設置しない場合は、伐採に関する項目(項目1・8・9)のみに✓記号を記入すること。
 ※ 全ての確認欄に✓記号が入らなければ、この伐採が市町村森林整備計画に適合していると認められないため、伐採届出書を受理することができません。

団体等の代表者であることの申出書

団体等の代表者または相続人が複数の場合に使用する様式

令和〇年〇月〇日

萩市長 田 中 文 夫 様

伐採届の届出人(造林者)の
住所・氏名を記入すること。

申出者 住 所 萩市大字〇〇 〇〇番地
氏 名 〇 〇 〇 〇

次の土地の伐採及び伐採後の造林の届出書の提出にあたり、当該土地を所有する者であることを申し出ます。

なお、当該伐採届について他者からの苦情等が生じた場合は、私が責任を持ってそれを解決することを誓約します。

伐採届の森林の所在場所と一致すること。

伐 採 す る 森 林 の 所 在	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地	
登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所	萩市大字〇〇 〇〇番地
	氏 名	〇 〇 〇 〇
土地所有者と な っ た 理 由	☐ 役員交代により団体の新代表になった。 ☐ 役員交代により共有林の新代表になった。 ☒ 相続により相続人の代表になった。 ☐ その他 ()	

(注意事項)

登記簿上の土地所有者の
住所・氏名を記入すること。

伐採後の造林の
ことを証するため

該当するものに☑印を記入し、その他の場合は
()内に具体的に記入すること。

が共有

2. 中山者の住所・氏名は、伐採届の届出人が目書きまたは捺印すること。

3. 「土地所有者となった理由」欄は、該当するものに☑印を記入すること。

4. 土地所有者となった理由がその他の場合は、()内に具体的に記入すること。

5. 土地所有者となった理由が相続による場合は、別途「森林の土地の所有者届出書」を提出すること。

土地の所有者等であることの申出書

土地の譲渡や借受した場合(未登記)または相続人が一人の場合に使用する様式

令和〇年〇月〇日

萩市長 田 中 文 夫 様

伐採届の届出人(造林者)の
住所・氏名を記入すること。

申出者 住 所 萩市大字〇〇 〇〇番地
氏 名 〇 〇 〇 〇

次の土地の伐採及び伐採後の造林の届出書の提出にあたり、当該土地の所有者または造林をする権利を有している者であることを申し出ます。

なお、当該伐採届について他者からの苦情等が生じた場合は、私が責任を持ってそれを解決することを誓います。

伐採届の森林の所在場所と一致すること。

登記簿上の土地所有者の
住所・氏名を記入すること。

伐 採 す る 森 林 の 所 在	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地	
登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所	萩市大字〇〇 〇〇番地
	氏 名	〇 〇 〇 〇
土地所有者ま たは造林をす る権利を有す る者となつた 理 由	☐ 土地の譲渡（売買・贈与等） ☐ 土地の借受（造林を目的としたもの） ☒ 相続（被相続人との続柄： 子 ） ☐ その他（ ）	

土地を譲渡または借受したことの証明

当該土地を上記申出者に（譲渡・借受）したことに相違ありません。

住 所

氏 名

(注意事項)

- 本書は、伐採及び伐採後の造林の届出書の届出人（伐採者または造林者）が土地所有者であることを証明するに使用します。
- 該当するものに☑印を記入し、その他の場合は（ ）内に具体的に記入すること。
- 自署または押印すること。欄は、該当するものに☑印を記入すること。
- 譲渡・または貸借の場合は、「土地を譲渡または貸付したことの証明」欄の（売買・貸付）の該当しないほうを二重線で削除し、口頭契約などの理由により契約書等がない場合に、譲渡または借受に〇をし、住所・氏名を記入すること。
- 相続の場合は、（ ）内に被相続人の氏名を記入すること。
- その他の場合は、（ ）内に具体的に記入すること。
- 土地所有権が移転している場合は、別途「森林の土地の所有者届出書」を提出すること。

立木を伐採する権利を有している者であることの申出書

令和〇年〇月〇日

萩市長 田 中 文 夫 様

伐採届の届出人(造林者)の
住所・氏名を記入すること。

申出者 住 所 萩市大字〇〇 〇〇番地
氏 名 〇 〇 〇 〇

次の土地の伐採及び伐採後の造林の届出書の提出にあたり、当該土地に存する立木を伐採する権利を有している者であることを申し出ます。

なお、当該伐採届に 伐採届の森林の所在場所と一致すること。 場合は、私が責任を持ってそれを解決することを誓約します。

登記簿上の土地所有者の
住所・氏名を記入すること。

伐 採 す る 森 林 の 所 在	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地	
登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所	萩市大字〇〇 〇〇番地
	氏 名	〇 〇 〇 〇
立木を伐採する権利を有する者となった理由	☐ 立木の譲渡（売買・贈与等） ☒ 相続（被相続人との続柄： 子 ） ☐ その他（ ）	

立木を譲渡したことの証明

当該土地の立木を上記申出者に譲渡（売買・贈与）したことに相違ありません。

住 所
氏 名

(注意事項)

1. 本書は、伐採及び伐採後の造林の届出書の届出人（伐採者）が立木を伐採する権利を 該当するものに☑印を記入し、その他の場合は （ ）内に具体的に記入すること。
2. 理由が土地の所有権の取得の場合は、本書の提出は不要とする。
3. 申出者の住所・氏名は、伐採届
4. 「立木を伐採する権利を有して 口頭契約などの理由により契約書等がない場合に、売買または贈与に○をし、住所・氏名を記入すること。☑をすること。
5. 立木の譲渡の場合は、「立木を譲渡したことの証明」欄の（売買・贈与）の該当しないほうを二重線で削除（売買・贈与以外の場合は具体的に記入）し、譲渡を受けた者に住所・氏名を自署または押印してもらうこと。
6. 相続の場合は、（ ）内に被相続人との続柄を記入すること。
7. その他の場合は、（ ）内に具体的に記入すること。

境界確認の実施状況等通知書

伐採届の届出日を記入すること。

令和〇年〇月〇日

萩市長 田 中 文 夫 様

伐採届の届出人(伐採者)の住所・氏名を記入すること。

届出人

氏名

萩市大字〇〇 〇〇番地
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

次の土地の伐採及び伐採後の造林の届出書の提出にあたり、伐採届の森林の所在場所と一致すること。とおり実施したことを通知します。
 なし 隣接森林の地番を記入すること。て境界に係る争いが生じたときは、届出人の責任において解決します。

伐採する森林	所在	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地		
	所在	萩市大字△△字△△ △△番地		
	登記簿上の土地所有者	住所	萩市大字〇〇 〇〇番地	登記簿上の土地所有者と境界確認者の関係 相続人(子)
	氏名	〇 〇 〇 〇		
	住所			
	氏名			
	境界確認者	住所		境界確認の方法 ☒ 現地立会 ☐ 書面承諾 ☐ 口頭承諾 ☐ その他
	氏名			
	連絡先			
	適用			
所在	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地			
登記簿上の土地所有者	住所	萩市大字〇〇 〇〇番地	登記簿上の土地所有者と境界確認者の関係 相続人(子)	
氏名	〇 〇 〇 〇			
住所				
氏名				
境界確認者	住所		境界確認の方法 ☐ 現地立会 ☐ 書面承諾 ☐ 口頭承諾 ☐ その他	
氏名				
連絡先				
適用				
適用	遠方のため境界確認ができなかったため、1m離して伐採します。			
所在	萩市			
登記簿上の土地所有者	住所		登記簿上の土地所有者と境界確認者の関係 相続人(子)	境界確認の方法 ☐ 現地立会 ☐ 書面承諾 ☐ 口頭承諾 ☐ その他
氏名				
住所				
氏名				
境界確認者	住所		境界確認の方法 ☐ 現地立会 ☐ 書面承諾 ☐ 口頭承諾 ☐ その他	
氏名				
連絡先				
適用				
適用	該当する境界確認の方法に☑印を記入すること。 その他の場合は、適用欄に具体的に記入すること。			
適用	境界確認ができなかった場合は、理由と対処法を記入すること。			
隣接する森林	適用			
	所在	萩市		
	登記簿上の土地所有者	住所		登記簿上の土地所有者と境界確認者の関係 相続人(子)
	氏名			
	住所			
	氏名			
	境界確認者	住所		境界確認の方法 ☐ 現地立会 ☐ 書面承諾 ☐ 口頭承諾 ☐ その他
	氏名			
	連絡先			
	適用			
適用				
所在	萩市			
登記簿上の土地所有者	住所		登記簿上の土地所有者と境界確認者の関係 相続人(子)	
氏名				
住所				
氏名				
境界確認者	住所		境界確認の方法 ☐ 現地立会 ☐ 書面承諾 ☐ 口頭承諾 ☐ その他	
氏名				
連絡先				
適用				
適用				
所在	萩市			
登記簿上の土地所有者	住所		登記簿上の土地所有者と境界確認者の関係 相続人(子)	
氏名				
住所				
氏名				
境界確認者	住所		境界確認の方法 ☐ 現地立会 ☐ 書面承諾 ☐ 口頭承諾 ☐ その他	
氏名				
連絡先				
適用				

(注意事項)

- 境界確認を行った場合は、この通知書を作成・添付すること。
- 一部の境界確認が実施できない場合は、その理由と対策を摘要欄に記入すること。
 例1)所有者と連絡がつかないため、境界から一定の距離を置いて伐採する。
 例2)所有者不明のため、境界から一定の距離を置いて伐採する。
- 一部の境界確認を行わない場合は、その理由を摘要欄に記入すること。
 例1)境界杭などにより境界が明らかである。
 例2)樹種や林齢が異なり境界が明らかである。
- 届出人の住所・氏名は、伐採届の届出人と同一とすること。なお、押印は不要とする。
- 確認方法が「その他」の場合は、摘要欄に具体的な方法を記入すること。

隣接森林の土地の管理者であることの申出書

隣接森林の土地所有者が登記簿上の土地所有者でない場合に提出する様式

令和〇年〇月〇日

萩市長 田 中 文 夫 様

境界確認をした者の
住所・氏名を記入すること。

申出者 住 所 萩市大字〇〇 〇〇番地
氏 名 〇 〇 〇 〇

次の土地の伐採及び伐採後の造林の届出書の提出にあたり、隣接する森林の土地の管理者であることを申し出ます。

なお、伐採地との境界について他者からの苦情等が生じた場合は、私が責任を持ってそれを解決することを誓約します。

伐採届の森林の所在場所と一致すること。

伐 採 す る 森 林 の 地 番	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地		隣接森林の地番を記入すること。
隣 接 す る 土 地 の 地 番	萩市大字△△字△△ △△番地		
登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所	萩市大字〇〇 〇〇番地	
	氏 名	〇 〇 〇 〇	
土地管理者と な っ た 理 由	☐ 土地の譲渡（売買・贈与等） ☐ 土地の借受（造林を目的としたもの） ☒ 相続（被相続人との続柄： 子 ） ☐ その他（ ）		

（注意事項）

- 本書は、伐採及び伐採後の造林の届出書の伐採地に隣接する森林の土地について、その者に代わり管理していることを証するために使用する。住所・氏名は、伐採届の「住所・氏名」欄に記載すること。
- 登記簿上の土地所有者の住所・氏名を記入すること。
- 該当するものに☑印を記入し、その他の場合は（ ）内に具体的に記入すること。
- 相続の場合は、（ ）内に被相続人の氏名を記入すること。
- その他の場合は、（ ）内に具体的に記入すること。

境界確認に関する誓約書

伐採届の提出日までに境界確認が完了していない場合に提出する様式

令和〇年〇月〇日

萩市長 田 中 文 夫 様

伐採届の届出日を記入すること。

誓約者 住 所 萩市大字〇〇 〇〇番地
氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇

伐採届の届出人(伐採者)の住所・氏名を記入すること。

次の土地の伐採及び伐採後の造林の届出書の提出にあたり、隣接する土地との境界確認をその所有者と伐採開始時までに行うことを誓約します。

なお、実施した境界確認について境界に係る争いが生じたときは、届出人の責任において解決します。

伐採届の森林の所在場所と一致すること。

伐 採 す る 森 林 の 所 在	萩市大字〇〇字〇〇 〇〇番地			隣接森林の地番を記入すること。
隣接する森林	所 在	萩市大字△△字△△ △△番地		
	登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所	萩市大字〇〇 〇〇番地	
		氏 名	〇 〇 〇 〇	
	所 在	萩市		
	登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所		
		氏 名		
	所 在	萩市		
	登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所		
		氏 名		
	所 在	萩市		
	登 記 簿 上 の 土 地 所 有 者	住 所		
		氏 名		

登記簿上の土地所有者の住所・氏名を記入すること。

(注意事項)

- 誓約者の住所・氏名は伐採届の届出人が自署または押印すること。
- 境界確認が終わるまではその境界に接する森林の伐採を行わないこと。
- 境界確認の実施後の報告等は不要とする。
- 万が一、境界確認が実施できなくなった場合は、次の方法で対処すること。
 - 伐採を中止する。(早急にその旨を連絡すること。)
 - 境界から一定の距離を置いて伐採する。(伐採届の内容が大きく変更となる場合は、変更後の伐採届を提出すること。)
 - その他(事前に具体的な方法について協議すること。)